

## ● IP アドレス割り当て等に関する規則 変更点对照表

現行規定	改定案	備考
<p>第2条（IPアドレス割り当てポリシー・技術要件、用語）</p> <p>IPアドレスの割り当て等に関する業務は、<del>ICANN・APNICなどが公開するIPアドレス割り当てポリシーおよびインターネットの慣行に基づいて当センターが定める</del> JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー（以下「IPアドレス割り当てポリシー」という）に基づいて執行する。</p>	<p>第2条（IPアドレス割り当てポリシー・技術要件、用語）</p> <p>IPアドレスの割り当て等に関する業務は、<u>当センターが定める「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」および「JPNICにおけるIPv6アドレス割り振りおよび割り当てポリシー」</u>（以下<u>これらのポリシーを「IPアドレス割り当てポリシー」という</u>）に基づいて執行する。</p>	<p>ICANN・APNIC～はポリシー文書にかかれていたため削除。</p> <p>IPv6のポリシーを追加。</p>
<p>第4条（IPアドレス・リースの期間・更新）</p> <p>2 前項の要件を充たさない場合、または当センターが更新を相当でないと認める場合、当センターは期間満了の1か月前までに更新拒絶の通知を行う。この場合、当該のインターネットエンドユーザはIPアドレスの使用を停止しなければならない。</p> <p>3 前項の場合、割り当てを行ったIPアドレス管理指定事業者は、当該のインターネットエンドユーザに対してIPアドレスの使用を停止させるために必要な措置をとる。</p>	<p>第4条（IPアドレス・リースの期間・更新）</p> <p>2 前項の要件を充たさない場合、または当センターが更新を相当でないと認める場合、当センターは期間満了の1か月前までに更新拒絶の通知を行う。この場合、当該のエンドユーザはIPアドレスの使用を停止しなければならない。</p> <p>3 前項の場合、割り当てを行ったIPアドレス管理指定事業者は、当該のエンドユーザに対してIPアドレスの使用を停止させるために必要な措置をとる。</p>	<p>表現を明確にするための微修正。</p>
<p>（新設規定）</p>	<p><u>第5条の2（情報の取り扱い）</u></p> <p><u>この規則に定めるIPアドレスの割り当て管理業務を遂行するにあたり、当センターが受領する情報の取り扱いに関しては、この規則のほか、当センターが別に定める「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」で定める。</u></p>	<p>情報の取り扱いについては別途定めることを規定し、指定事業者契約の枠組み（契約 - 割り当て規則 - 情報取り扱い規則）の中で規定するものとする。</p>
<p>第6条（業務委託）</p> <p>2 IP指定事業者は、この規則およびIP指定事業者契約に定めるところにより、<u>エンドユーザ</u>に対して、自己が管理の委託を受けたIPアドレスを割り当て、<del>再リースを行う</del>ことができる。</p>	<p>第6条（業務委託）</p> <p>2 IP指定事業者は、この規則およびIP指定事業者契約に定めるところにより、<u>自らのユーザ</u>に対して、自己が管理の委託を受けたIPアドレスを割り当てることができる。<u>また、自己が管理の委託を受けたIPアドレスの一部を最終的にエンドユーザに割り当てることを目的として、別の事業者に更に委託する（以下「再割り振り」という）ことができる。ただし、再割り振りの要件は、別に定める。</u></p>	<p>再割り振りが可能な旨追加。</p>
<p>第8条（IP割り当て管理業務の原則）</p> <p>IP割り当て管理業務は、当センターが管理を委ねられたIPアドレスのうちから、当センターが<u>任意</u>に指定するIPアドレス（IPアドレスの数を含む）について委託する。</p>	<p>第8条（IP割り当て管理業務の原則）</p> <p>IP割り当て管理業務は、当センターが管理を委ねられたIPアドレスのうちから、当センターが指定するIPアドレス（IPアドレスの数を含む）について委託する。</p>	<p>共有プール化後のIPv4およびIPv6アドレスのアドレスレンジはAPNICが決定する。JPNICに裁量があるように誤解を受けないよう修正。</p>
<p>第9条（割り振り申請）</p> <p>IP指定事業者は、指定部局所定の形式により、<u>電子メールをもって</u>管理を希望するIPアドレス数その他の事項を記載したIPアドレス割り振り申請を行う。ただし、希望するIPアドレス数の記載は、その数について委託をすることの保証と解釈されてはならない（以下この申請を「割り振り申請」といい、これを行ったIP指定事業者を「割り振り申請者」という。）</p>	<p>第9条（割り振り申請）</p> <p>IP指定事業者は、指定部局所定の形式により、管理を希望するIPアドレス数その他の事項を記載したIPアドレス割り振り申請を行う。ただし、希望するIPアドレス数の記載は、その数について委託をすることの保証と解釈されてはならない（以下この申請を「割り振り申請」といい、これを行ったIP指定事業者を「割り振り申請者」という。）</p>	<p>方法が電子メールだけでなく、Webからの申請も可能であるため修正。</p>
<p>第12条（割り振りの決定）</p> <p>指定部局は、第10条により受理した割り振り申請(前条による訂正等がある場合には訂正された申請と</p>	<p>第12条（割り振りの決定）</p> <p>指定部局<u>またはAPNIC</u>は、第10条により受理した割り振り申請(前条による訂正等がある場合には訂正</p>	<p>共有プール化以降の実情に合わせ追加。</p>

<p>する)について審査を行い、IP割り当て管理業務を委託するIPアドレスの割り振りを決定する。指定部局は、必要な場合、割り振り申請者との審査について必要な事項の協議をすることができる。</p> <p>2 前項の審査および決定は、IPアドレス割り当てポリシーに基づく裁量をもって行う。</p>	<p>された申請とする)について審査を行い、IP割り当て管理業務を委託するIPアドレスの割り振りを決定する。指定部局は、必要な場合、割り振り申請者との審査について必要な事項の協議をすることができる。</p> <p>2 前項の審査および決定は、IPアドレス割り当てポリシーに基づく裁量をもって行う。</p>	
<p>第13条(割り振り通知)</p> <p>指定部局は、前条による決定をしたときは遅滞なく割り振り申請者に対して、電子メールにより割り振りするIPアドレスを通知し、または割り振りしない旨を通知する。</p>	<p>第13条(割り振り通知)</p> <p>指定部局は、前条による決定がされたときは遅滞なく割り振り申請者に対して、電子メールにより割り振りするIPアドレスを通知し、または割り振りしない旨を通知する。</p>	<p>APNIC が割り振りをするケースが含まれることも想定し、より適切な表現に微修正。</p>
<p>第14条(割り振り情報)</p> <p>当センターは、IP指定事業者ごとに、その組織名、割り振られたIPアドレスに関する事項その他必要な事項を当センターのデータベースに登録して公開する。</p>	<p>第14条(割り振り情報)</p> <p>当センターは、<u>当センターが別に定める「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより</u>、IP指定事業者ごとに、その組織名、割り振られたIPアドレスに関する事項その他必要な事項を当センターのデータベースに登録して公開・<u>開示</u>する。</p>	<p>登録、公開の根拠につき、情報取り扱い規則を参照させる。</p>
<p>第16条(IP割り当て管理業務)</p> <p>当センターがIP指定事業者に対して委託するIP割り当て管理業務は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 割り振られたIPアドレスのインターネットユーザに対する割り当て</p> <p>(2) 割り当て報告</p> <p>(3) その他当センターが定める事項</p>	<p>第16条(IP割り当て管理業務)</p> <p>当センターがIP指定事業者に対して委託するIP割り当て管理業務は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 割り振られたIPアドレスの自らのユーザに対する割り当ておよび再割り振り</p> <p>(2) 割り当て報告および再割り振り報告</p> <p>(3) その他当センターが定める事項</p>	<p>再割り振りが可能なことに管理業務の内容修正。</p>
<p>第17条(割り当ての承認)</p> <p>IPアドレスの割り当て(IP指定事業者が自らに割り当てを行う場合も含み、この規則において同じとする)を行う場合、IP指定事業者はあらかじめ指定部局に審議を申請してその承認を得たうえで割り当てを行わなければならない(以下この申請を「審議申請」という)。</p> <p>2 指定部局は、審議申請について、次の事項を確認、精査する。</p> <p>(1) 記入事項に不備がないこと</p> <p>(2) IP指定事業者が接続組織のIPアドレス利用に関する情報を十分かつ正確に収集していること</p> <p>(3) IP指定事業者が適切に割り当てIPアドレスの<u>大きさ</u>を判断していること</p> <p>(4) その他指定部局が定める事項</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、指定部局があらかじめの審議および承認を不要としたIPアドレス(<u>個数により定める</u>)については、指定部局の承認を得ることなく割り当てを行うことができる。</p>	<p>第17条(割り当ての承認)</p> <p>IPアドレスの割り当て(<u>以下</u>、IP指定事業者が自らに割り当てを行う場合も含み、この規則において同じとする)を行う場合、IP指定事業者はあらかじめ指定部局に審議を申請してその承認を得たうえで割り当てを行わなければならない(以下この申請を「審議申請」という)。</p> <p>2 指定部局は、審議申請について、次の事項を確認、精査する。</p> <p>(1) 記入事項に不備がないこと</p> <p>(2) IP指定事業者が接続組織のIPアドレス利用に関する情報を十分かつ正確に収集していること</p> <p>(3) IP指定事業者が適切に割り当てIPアドレスの<u>数</u>を判断していること</p> <p>(4) その他指定部局が定める事項</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、指定部局があらかじめの審議および承認を不要としたIPアドレス(<u>IPアドレスの数により定める</u>)については、指定部局の承認を得ることなく割り当てを行うことができる。</p>	<p>弁護士の指摘を受け、微修正。</p> <p>用語の統一ため修正。</p> <p>IPv6 アドレスの場合、膨大なアドレス数となり「個数」という概念が適切でないため修正。</p>
<p>第18条(割り当て報告)</p> <p>IP指定事業者は、前条に基づいて割り当てを行った場合、別に定める様式にしたがい当センターに報告しなければならない。<u>この情報</u>は、当センターのデータベースに登録され、公開される。</p>	<p>第18条(割り当て報告<u>および再割り振り報告</u>)</p> <p>IP指定事業者は、前条に基づいて割り当て<u>および再割り振り</u>を行った場合、別に定める様式にしたがい当センターに報告しなければならない。<u>当センターに報告された情報は、当センターが別に定める「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」の定めるところにより</u>、</p>	<p>再割り振り情報のデータベース登録が必要な旨追加。</p> <p>対象となるのは JPNIC に登録された情報のみとなるため明示。</p> <p>登録、公開の根拠につき、情報取り扱い規則を参照させる。</p>

<p>2 IP 指定事業者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり（割り当てを受けた者の依頼により IP 指定事業者が請求する場合も含み、本条において同じとする）、かつ、データベースの公開によりその者が損害を被る虞があると当センター理事会が認めた場合には、当センターは<u>その事項</u>を公開しないことができる。ただし、<u>下記いずれかの場合、指定部局はこれを開示することができる。</u></p> <p>——（1）<u>法令の規定に基づく請求がある場合</u></p> <p>——（2）<u>当センターの指定する IP アドレスについての管理団体の請求がある場合</u></p> <p>——（3）<u>前各号以外の第三者から正当な理由に基づく開示の請求があった場合</u></p> <p>3 指定部局は、IP 指定事業者の書面による請求があった場合には、その者にかかるデータベースの開示履歴を通知する。ただし、前項ただし書き第 1 号および第 2 号の場合には、その開示履歴の通知を行わないことができる。</p> <p>4 データベースに関する事項は、IP アドレス技術文書群その他当センターの定める規則にしたがって運用する。</p>	<p>当センターのデータベースに登録され、公開・<u>開示</u>される。</p> <p>2 IP 指定事業者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり（割り当てを受けた者の依頼により IP 指定事業者が請求する場合も含み、本条において同じとする）、かつ、データベースの公開によりその者が損害を被る虞があると当センターが認めた場合には、当センターは「<u>JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則</u>」に基づき、<u>当センターが報告を受けた事項を公開しないことができる。ただし、当該非公開事項であっても、同規則によりこれを開示することができる。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>本来情報取り扱い規則で定める内容だが、現指定事業者契約で「割り当て規則第 18 条 2 項」という記述があるため、移せなかった。</p> <p>「その事項」の内容を具体化。</p> <p>第三者からの開示申請を原則行わないことによって修正。「当センターが指定する管理団体の請求」は、APNIC への情報提供なので、情報取り扱い規則へ移動。</p> <p>情報取り扱い規則第 11 条へ移動。</p> <p>本割り当て規則第 5 条の 2 で規定済みなので削除。</p>
<p>第 20 条（IP 指定事業者の義務）</p> <p>IP 指定事業者は IP 割り当て管理業務を、第三者に再委託することはできない。</p> <p>（第 4 項追加）</p>	<p>第 20 条（IP 指定事業者の義務）</p> <p>IP 指定事業者は IP 割り当て管理業務を、<u>当センターが別に定める場合を除き</u>第三者に再委託することはできない。</p> <p><u>4 IP 指定事業者は、IP 割り当て管理業務を行うにあたり、エンドユーザおよび再割り振り先の事業者から IP 割り当て管理業務に必要な情報を取得するときは、当該情報が当センターに提供され、当センターの定める「JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」に基づき取り扱われることにつき、当該情報の情報主体から同意を得なければならない。</u></p>	<p>IPv6 アドレスについては再委託可能なため、例外を指定できることを補足。</p> <p>エンドユーザ、再割り振り先の事業者から同意を得ておかなければならない義務を追加。</p>
<p>第 21 条（IP 指定事業者とエンドユーザとの関係）</p> <p>IP 指定事業者は、この規則および IP 指定事業者契約に反しない範囲において、エンドユーザに対する IP アドレス割り当ての取り扱いについての条件を定めるものとする。</p> <p><u>（第 2 項追加）</u></p> <p><u>2 前項の定めに関する一切の責任は IP 指定事業者が負担するものとし、当センターが損害を被った場合は、当センターはその賠償を求めることができる。</u></p>	<p>第 21 条（IP 指定事業者とエンドユーザ<u>および再割り振り先の事業者</u>との関係）</p> <p>IP 指定事業者は、この規則および IP 指定事業者契約に反しない範囲において、エンドユーザ<u>および再割り振り先の事業者</u>に対する IP アドレス割り当ての取り扱いについての条件を定めるものとする。</p> <p><u>2 再割り振り先の事業者が、エンドユーザへ割り当てを行う場合、その IP アドレス割り当ての取り扱いについては、第 2 条、第 5 条の 2、第 19 条第 1 項、および第 20 条第 4 項を準用するものとする。</u> <u>3 前 2 項の定めに関する一切の責任は IP 指定事業者が負担するものとし、当センターが損害を被った場合は、当センターはその賠償を求めることができる。</u></p>	<p>対象が再割り振り先も含まれるため追加。</p> <p>第 2 項を追加</p> <p>再割り振り先も、規則に反しない範囲でアドレスの割り当てを行なう旨を明記。</p>
<p>第 22 条（責任範囲）</p> <p>IP 割り当て管理業務の遂行によりエンドユーザ</p>	<p>第 22 条（責任範囲）</p> <p>IP 割り当て管理業務の遂行によりエンドユーザ</p>	<p>対象に再割り振り先を含めることの修正。</p>

<p>との間に生じた事項に関する一切の責任はIP指定事業者が負担する。ただし、当センターの責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。</p>	<p><b>・再割り振り先の事業者とIP指定事業者との間に生じた事項に関する一切の責任はIP指定事業者が負担する。ただし、当センターの責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。</b></p>	
<p>第26条（IP指定事業者契約終了に伴う義務） IP指定事業者契約が終了した場合、IP指定事業者は、次章の定めにしたがいエンドユーザからIPアドレスの返却を受けたいと、別に定める手続にしたがい受託IPアドレス空間のすべてを当センターに対し返却しなければならない。 <del>2 前項の場合、IP指定事業者はいかなる事由があってもエンドユーザに対し新たな割り当てを行ってはならない。</del></p>	<p>第26条（IP指定事業者契約終了に伴う義務） IP指定事業者契約を終了する場合、IP指定事業者は<b>新たな割り当ておよび再割り振りを行ってはならず</b>、次章の定めにしたがいエンドユーザおよび再割り振り先の事業者からIPアドレスの返却を受けたいと、別に定める手続にしたがい受託IPアドレス空間のすべてを当センターに対し返却しなければならない。 <b>2 削除</b></p>	<p>2項を1項にマージし、再割り振り先を含めた。</p>
<p>第27条（返却） IP指定事業者は、エンドユーザとの間に存する接続が終了した場合、別に定める手続にしたがいその者からIPアドレスの返却を受けなければならない。</p>	<p>第27条（返却） IP指定事業者は、エンドユーザ<b>もしくは再割り振り先の事業者</b>との間に存する接続が終了した場合、別に定める手続にしたがいその者からIPアドレスの返却を受けなければならない。</p>	<p>対象に再割り振り先も含めた。</p>
<p>第28条（IPアドレス割り振り手数料） IP指定事業者は、当センターに対し、別表「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、<b>当センターから</b>第12条によって割り振りを受けたIPアドレス<b>空間</b>に応じた基準値にしたがいIPアドレス割り振り手数料を支払う。ただし、IP指定事業者がIPv4アドレス・IPv6アドレスのいずれを問わず、IPアドレスの割り振りを初めて受けた場合に限り、第7条第2項の契約料の支払いをもって本条のIPアドレス割り振り手数料を支払ったものとする。 2 IP指定事業者は、当センターが別途文書に定める最小割り振りサイズ<b>のアドレス空間</b>より小さいアドレス<b>空間</b>の割り振り、または割り当てを受けた場合は、現実に割り振り、または割り当てを受けたアドレス<b>空間</b>にかかわらず、最小割り振りサイズのアドレス<b>空間</b>に応じた基準値にしたがい割り振り手数料を支払う。 3 IP指定事業者は、IPv6アドレスの追加割り振りにおいて、既に割り振りを受けているアドレス空間を含むアドレス空間の追加割り振りを受けた場合は、既に割り振りを受けている空間を含んだ全体のアドレス空間に応じた基準値にしたがい割り振り手数料を支払う。</p>	<p>第28条（IPアドレス割り振り手数料） IP指定事業者は、当センターに対し、別表「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、第12条によって割り振りを受けたIPアドレス<b>数</b>に応じた基準値にしたがいIPアドレス割り振り手数料を支払う。ただし、IP指定事業者がIPv4アドレス・IPv6アドレスのいずれを問わず、IPアドレスの割り振りを初めて受けた場合に限り、第7条第2項の契約料の支払いをもって本条のIPアドレス割り振り手数料を支払ったものとする。 2 IP指定事業者は、当センターが別途文書に定める最小割り振りサイズより小さい<b>IPアドレス数</b>の割り振り、または割り当てを受けた場合は、現実に割り振り、または割り当てを受けた<b>IPアドレス数</b>にかかわらず、最小割り振りサイズの<b>IPアドレス数</b>に応じた基準値にしたがい割り振り手数料を支払う。 <b>3 （削除）</b></p>	<p>割り振りはAPNICから行なわれることがありその場合も割り振り手数料の課金対象となるため、「当センターから」を削除。 追加割り振り時において、重複して割り振り手数料を課金するポリシーの変更に伴う削除。</p>
<p>第29条（IPアドレス維持料） IP指定事業者は、当センターに対し、別表「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、<b>当センターから</b>割り振りを受けたIPアドレス数に応じたIPアドレス維持料を支払う。このIPアドレス数には、IP指定事業者が割り当てを行っていないIPアドレス数も算入する。</p>	<p>第29条（IPアドレス維持料） IP指定事業者は、当センターに対し、別表「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、<b>第12条によって</b>割り振りを受けたIPアドレス数に応じたIPアドレス維持料を支払う。このIPアドレス数には、IP指定事業者が割り当てを行っていないIPアドレス数も算入する。</p>	<p>割り振りはAPNICから行なわれることがありその場合も割り振り手数料の課金対象となるため、「当センターから」を「第12条によって」に変更。</p>
<p>第31条（守秘義務） 当センターおよびIP指定事業者は、この規則に定める業務の遂行により知った当センター、<b>割り当</b></p>	<p>第31条（守秘義務） 当センターおよびIP指定事業者は、この規則に定める業務の遂行により知った当センター、IP指</p>	<p>割り当て申請者は、IP指定事業者となるため削除し、再割り振り先を含めた。</p>

<p><del>て申請者</del>、IP 指定事業者およびエンドユーザの秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。ただし、この規則の定めにより公開・開示される事項についてはこの限りではない。当センターの管理すべき情報の範囲および管理方法は、当センターの定めるところにより決定・公示する。</p> <p>2 前項の定めは、IP 指定事業者契約終了時において、当センター、<del>割り当て申請者</del>、IP 指定事業者またはエンドユーザから秘密として指定された事項については、IP 指定事業者契約終了後もなおその効力を有する。</p>	<p>定事業者、エンドユーザおよび再割り振り先の事業者の秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。ただし、この規則および当センターが別に定める「<u>JPNIC のIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則</u>」の定めにより公開・開示される事項についてはこの限りではない。当センターの管理すべき情報の範囲および管理方法は、当センターの定めるところにより決定・公示する。</p> <p>2 前項の定めは、IP 指定事業者契約終了時において、当センター、IP 指定事業者、エンドユーザ、または再割り振り先の事業者から秘密として指定された事項については、IP 指定事業者契約終了後もなおその効力を有する。</p>	<p>公開、開示に関しては情報取り扱い規則に規定されているので、そちらも参照させる必要がある。</p>
<p>第 34 条（当センターの責任）</p> <p>当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者の責めに帰すべき事由により、IP 指定事業者、エンドユーザが IP アドレスの割り振り、割り当て、IP アドレス・リース等の取り扱いにより損害を受けた場合、当センターのみが、この規則に基づいて当センターが当該年度に現実に収納した IP アドレス維持料の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。</p> <p>なお、当該年度の維持料の請求がない場合は、第 7 条第 2 項に基づき納入された契約料の範囲内とする。</p>	<p>第 34 条（当センターの責任）</p> <p>当センター、当センターの役員、職員、委員その他の関係者の責めに帰すべき事由により、IP 指定事業者、エンドユーザまたは再割り振り先の事業者が IP アドレスの割り振り、割り当て、IP アドレス・リース等の取り扱いにより損害を受けた場合、当センターのみが、この規則に基づいて当センターが当該年度に現実に収納した IP アドレス維持料の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。</p> <p>なお、当該年度の維持料の請求がない場合は、第 7 条第 2 項に基づき納入された契約料の範囲内とする。</p>	<p>再割り振り先も含めた。</p>
<p>第 36 条（規則の変更）</p> <p>当センターは、理事会の決議を経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、すべてのエンドユーザおよび IP 指定事業者に適用される。</p>	<p>第 36 条（規則の変更）</p> <p>当センターは、理事会の決議を経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、IP 指定事業者、<u>エンドユーザおよび再割り振り先の事業者に</u>適用される。</p>	<p>再割り振り先の事業者も対象に含めた。</p>
<p>（付 則）</p> <p>1 この規則は、2001年4月1日から実施する。</p> <p>2 2001年3月31日時点で現に当センターから IP アドレスの割り当てに関する業務委任を受けている者は、2001年8月末日までの間、この規則に定める IP 指定事業者契約締結の有無にかかわらず、この規則に定めるところにより、IP 指定事業者が行う業務を行うことができる。</p> <p>3 前項に定める者は、この規則に定める IP 指定事業者の認定手続を経たものとみなす。</p> <p>4 第 7 条第 2 項の契約料は 262,500 円(税込)とする。</p> <p>5 第 7 条第 2 項の定めにかかわらず、付則第 3 号により IP 指定事業者の認定手続を経たとみなされる者および 2001年3月31日時点で当センター会員である者の契約料の支払いは免除する。ただしこの免除措置は、2002年3月31日をもって終了する。</p>	<p>（付 則）</p> <p>1 この規則は、2001年4月1日から実施する。</p> <p>2 2001年3月31日時点で現に当センターから IP アドレスの割り当てに関する業務委任を受けている者は、2001年8月末日までの間、この規則に定める IP 指定事業者契約締結の有無にかかわらず、この規則に定めるところにより、IP 指定事業者が行う業務を行うことができる。</p> <p>3 前項に定める者は、この規則に定める IP 指定事業者の認定手続を経たものとみなす。</p> <p>4 第 7 条第 2 項の契約料は 262,500 円(税込)とする。</p> <p>5 第 7 条第 2 項の定めにかかわらず、付則第 3 号により IP 指定事業者の認定手続を経たとみなされる者および 2001年3月31日時点で当センター会員である者の契約料の支払いは免除する。ただしこの免除措置は、2002年3月31日をもって終了する。</p> <p><u>6 この規則は、料金体系の変更により、2004年6月18日に公示され、その規則は、2004年8月18日から実施する。</u></p> <p><u>7 この規則は、下記の実施に伴い、2005年2月1日に公示され、その規則は、2005年4月1日より実施する。</u></p> <p>(1) <u>IPアドレス維持料の支払方法の変更</u></p>	<p>変更履歴の追加。</p>

	<p>(2) 「<u>JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則</u>」 の制定</p> <p>(3) <u>IPv6アドレスサービスの変更</u></p>	
<p>別表</p> <p>5 . IPアドレス維持料の支払い方法</p> <p>IPアドレス維持料は、4月1日 0:00 をもって計算されたIPアドレス数の総量に基づいた維持料を6月末に当センターより請求し、翌々月末日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</p>	<p>5 . IPアドレス維持料の支払い方法</p> <p>IPアドレス維持料は、4月1日 0:00 をもって計算されたIPアドレス数の総量に基づいた維持料を<u>その月</u>に当センターより請求し、<u>その翌月末日限り</u>、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</p> <p><u>ただし、当センターが別に定める手続きを経ることにより、IP指定事業者は半期払いを選択することができる。半期払いの場合は、該当年度の4月1日 0:00 と10月1日 0:00 をもって計算されたIPアドレス数の総量に基づいた維持料の2分の1をそれぞれ前期維持料、後期維持料として、それぞれ維持料を計算した月に当センターより請求し、その翌月末日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</u></p> <p><u>IP指定事業者は、IPアドレス維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払IPアドレス維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年14.5パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。</u></p>	<p>IP アドレス維持料の支払い方法の追加および遅延損害金制度導入に伴う変更。</p>

その他

使用用語の統一のための微修正を行った。

- ・ 「別途定める」 「別に定める」
- ・ 「アドレス」 「IPアドレス」
- ・ 「IPアドレス空間」 「IPアドレス数」